



第12次交通安全基本計画における 外国人に対する交通安全対策の検討

令和7年5月19日
警察庁交通局

外国人に対する交通安全対策の現状

第11次交通安全基本計画における記載内容

（第1部 陸上交通の安全-第1章 道路交通の安全-第3節 道路交通の安全についての対策）

2 交通安全思想の普及徹底

（略）あわせて、在留外国人や訪日外国人の増加等も踏まえ、多様な文化的背景への寛容さを基本としつつ、世界一安全な交通社会を目指す我が国の交通ルールを的確に伝えるよう努める。

（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ク 外国人に対する交通安全教育等の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、在留外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど我が国の交通ルール周知活動等を推進する。

外国人運転者に対しては、外国人の居住実態や要望等を踏まえ、日本の運転免許取得時に係る運転免許学科試験等の多言語化を推進する。

外国人による交通事故等の現状

外国人運転者（※）（一般原付以上・第1当事者）による交通事故件数

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
交通事故件数 (A)	357,821	288,995	284,264	278,495	284,692	268,704
うち外国人運転者による事故件数 (B)	6,485	5,441	5,850	6,019	6,944	7,286
割合 (B/A)	1.8%	1.9%	2.1%	2.2%	2.4%	2.7%

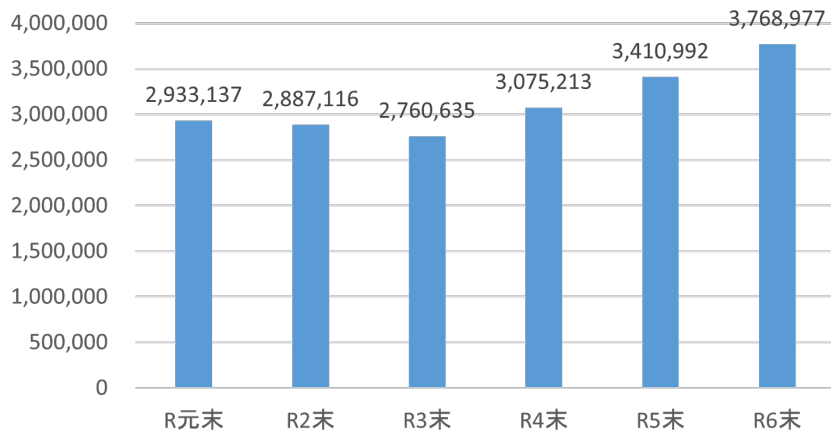
※ 日本国籍を有しない者（無国籍の者、国籍不明の者を含む。）。

訪日外国人運転者（※）（一般原付以上・第1当事者）によるレンタカー交通事故件数

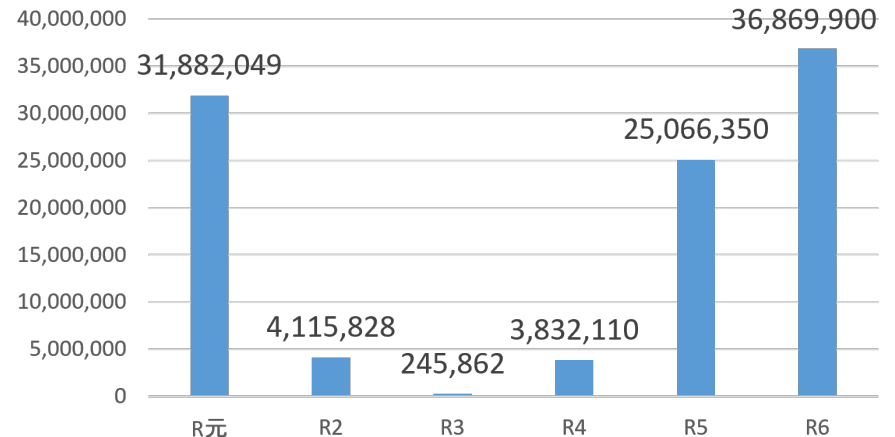
	R元	R2	R3	R4	R5	R6
レンタカー事故件数(A)	5,505	4,186	4,333	4,701	5,201	5,375
うち外国人運転者による事故件数(B)	208	47	4	14	120	171
割合(B/A)	3.8%	1.1%	0.1%	0.3%	2.3%	3.2%

※ 日本国籍を有しない者（無国籍の者、国籍不明の者を含む。）で、国際免許又は外国免許所持者。

在留外国人数



年間訪日外国人数



外国人に対する交通安全教育

現状

外国人に対する交通安全教育の実施状況

	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	2,209	1,595	4,398	5,507	5,286
実施人数	50,233	34,005	102,047	127,305	135,082

- 警察庁HPに6言語（英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語）に対応する交通ルールに関するリーフレットを公表しているほか、都道府県警察においても、同様の資料を作成し、運転に関するルールの周知に活用している。

警察における交通安全教育事例

外国人を雇用する企業等における交通安全教育

外国人技能実習生に対する交通安全講話（埼玉県警）



外国語指導助手に対する交通安全教育（愛媛県警）



外国人コミュニティにおける交通安全教育

ウクライナ避難者に対する防犯・交通安全講話（京都府警）



トルコ国籍者に対する防犯・交通安全講話（埼玉県警）



外国人交通安全教育指導員による交通安全教育

指導員（ブラジル国籍）の活動状況（静岡県警）



指導員（日系ブラジル人）の活動状況（岐阜県警）



今後の外国人に対する交通安全教育の充実に向けて

訪日・在留外国人関係

- 日本の交通ルールに関するパンフレットを用いたレンタカー業界と連携した広報啓発
- 訪日外国人にとって分かりやすい道路標識の整備
- 地域社会や関係事業者と連携した効果的な交通安全教育

 上記取組を一層充実していく必要

特定技能制度等

特定技能制度等における外国人運転者に対する使用者や関係機関等による交通安全対策の充実に係る検討

 警察のみならず、関係省庁が連携して、様々な場面で交通ルールの理解促進を図り、交通事故リスクを低減させる必要

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等		・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

※受入れ見込数は令和6年4月1日以降の5年間の上限数で合計82万人

出典：「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（出入国在留管理庁）